

立憲的国制の市民社会的基礎

—ヘーゲル「法・権利の哲学」に関わって—

福吉勝男

G.W.F.ヘーゲルは、1817/18年の冬学期にハイデルベルク大学において、「法・権利の哲学」に関する全7回（7学期）^①のうちの最初の講義（以下、関係文献を表示するさい『第1回講義録』と記す）を行なった。ここで理想的な国制・統治形態について次のように述べた—「市民社会にまで一総じて、自由な自我がみずからの現存在において、つまりみずからの欲求、自由意志、および良心においてみずからの無限性の意識にまで一自己を展開した国民においては、立憲君主制だけが可能である」^②。ここからヘーゲルの考える理想的な国制は「立憲君主制」に他ならないことが明白である。だが問題は、「市民社会にまで…自己を展開した国民」においてはとされる立憲君主制を構成する前提条件についてなのである。

この前提条件が未成立ないしは崩れていれば立憲君主制の意味合いが根本的に異なってくるといことである。それほどまでにヘーゲルは、「立憲君主制」の前提に「市民社会」の成立を不可欠の条件として強調するのである。それはなぜだろうか。

この問題を解く主要な鍵の一つは、「第1回講義」とほぼ同時期に、ヘーゲルが『ハイデルベルク文芸年報』の1817年11月号と12月号に発表した「1815年および1816年におけるヴェルテンベルク王国地方民会の討論。1815年—1816年の議事録、33節」に関する「論評」^③（以下「民会論文」と記す）にある。この論評においてヘーゲルは、「立憲君主制」にあたるものを「理性的な君主制度」（S.33.13頁）と表現し、その内容の確認を「市民社会」のもとでの近代的議会の正当な特性把握に到達しているのである。

そしてもう一つの鍵は、いうまでもなく『第1回講義録』の分析検討にある。ここでヘーゲルは、1817年6月刊行の『哲学的諸学のエンツィクロペディー』（第Ⅲ部「精神哲学」中の〈客観的精神〉）においてとともに、はじめて「市民社会」と「立憲君主制」をキーワードにして講述を行なっている。

本稿において私は、「民会論文」と『第1回講義録』の内容を詳しく検討することを通して市民社会を基礎とした立憲君主制のあり方の特徴を考察したい。その過程で、実は二つの著述・講述における立憲的国制と、これらの3年近く後に刊行された『法・権利の哲学要綱』^④（以下『要綱』と記す）におけるそれとの相違も明らかになるはずである。

そのさいの考察の順序と手続は次の通りである。Ⅰ．「民会論文」における主要論点の確認、Ⅱ．『第1回講義録』〈市民社会〉章の邦訳と主要論点の確認、Ⅲ．『第1回講義録』・『要綱』における「立憲的国制」理解の相違の確認。

1. 「民会論文」における主要論点

1814年以降のヨーロッパは、オーストリアのメッテルニヒの指導のもと、いわゆる「ヴィーン体制」が支配することになった。そこでは、四国同盟や神聖同盟を中心として、フランス革命以前の旧体制への復帰が意図された。フランスではルイ18世が亡命地イギリスからパリに帰り王位に復帰した。そして王は1814年6月に「シャルト」(憲章)を發布した。注目すべきはその内容である。一方で、当然ながら神聖不可侵の世襲王権を規定し(国王は「国家の最高の元首」第14条)、他方で法の前の平等、所有権の不可侵、基本的人権を認めて、市民社会の関係(市民的自由)をもはや否定しえない現実として受け入れ、そして議会に基礎をおく責任内閣制を確認しているのである⁶⁾。

ドイツにおいても1815年にドイツ連邦が発足し、反動体制下ではあれ、同時に近代的な国制づくりの動きが顕著になりだす。ヘーゲルの故国、ヴュルテンベルク王国もその例外ではない。というよりもヴュルテンベルク王国はドイツの他のどの諸王国・公国よりも議会制の長い伝統を有していた。それでもその議会制は旧態依然の性格が強く、一刻も早く近代的なものへの転換が求められていた。そして近代国家にふさわしい憲法作成の試みがなされ、1815年3月以降、紆余曲折を経つつ「憲法制定会議」が開催されていき、ついに1819年9月23日に新憲法が成立することとなる。

ヘーゲルが「民会論文」で論評の対象として取り扱っている資料は、当時のフリードリヒ王が1816年10月30日に急逝するまでの、王と民会との「憲法」における主要論点をめぐるこの間の激しいやりとりをまとめ、1817年9月に公表された経過報告書なのである。

この論評においてヘーゲルは、当時の「民会」の有する特権を批判し、王の憲法案を支持する。ヘーゲルの民会批判は大きく次の二点にまとめることができる。第1は、民会は「ブルジョワ貴族政治」(S.108.148頁)に成り下がっていると批判する。第2は、これまでの民会の議員選出には明確な規定がなく、都市のブルジョワにより独占されていたと批判する。この独占を打破して、議員選出に関わる選挙法(選挙人・被選挙人の資格の確定など)を明確にし、近代的議会の樹立を企図するのである。

第1の「ブルジョワ貴族政治」の批判に関して、ヘーゲルは主な特権所有者を「常任委員会」と「書記」であることを明言する。常任委員会とは、民会の議員のうちの12名で構成され、そのうちの8名が「小常任委員会」を成す。最大の問題は、このきわめて少数の議員が有する特権内容なのである。その最たるものは想像に難くないが、課税徴収権に関してである。ヴュルテンベルク王国の人口62万(1790年当時)において、8名の小常任委員会が君主側の10倍の課税徴収権を有していたと報告されている⁶⁾。そのうえ小常任委員会は民会金庫の管理権をもっていた。こうした一国の財政・財源に関する主要権限を有する小常任委員会は国政の根幹を把握しているといつてよい。そしてこの委員の地位は終身というのであるから、この地位にある者の身分は貴族ではないが、事実上貴族と同じといつてよい。こうしたことをヘーゲルはしたがって、「ブルジョ

「ブルジョワ貴族政治」として厳しく批判し、その支配の打破を主張した。

もう一つの特権所有者は「書記」である。彼らは行政司法の実務家である。彼らは社会生活上の記録関係の業務を独占し、例えば契約書、出納簿、徴税通告書、納税証書、財産登記書、婚約書、遺言書、等々である。だからこそ専門特権集団になりうるのである。民会の議員の大多数はもと書記だということである。こうした議員が議会の幹部、つまり先の常任委員、特に小常任委員になるケースが多い。したがって「ブルジョワ貴族政治」は、「書記のブルジョワ貴族政治」（S.110.150頁）と密に重なり合っているといえる。

第2の選挙法に関するヘーゲルの主張の詳細はこうである。これまで民会の議員の選出に関する規定はなく、慣習で選ばれていた。これがブルジョワによる特権の温床になっているとしてフリードリヒ王は選出に関する規定を設けようとする。王はまず選挙人の資格について、25才以上の男子、不動産の年収200フロリン以上、そして被選挙人資格について、国王に仕える官吏、聖職者、内科医、外科医を除く30才以上の男子と提案する（vgl.S.35.17頁参照）。

この王案をヘーゲルは基本的に支持するが、同時に議員に求められる「能力」と「団体主義」を考慮してヘーゲルは王案に一定の変更・修正を要求するのである。その主な点の一つは、最もよく「国家的センス」（S.39.24頁）が鍛えられているとされる官吏にも被選挙人資格を与えること、もう一つはアトム的個人ではなく自治団体や職業団体の役職にある人物（「役職」に「ひとかどの人物」S.44.33頁、という証がある）にこそ被選挙人資格を認めるべきだとされる。こうしてこそ特権所有者による議会ではなく、「公法の支配」（S.42.30頁）する近代的な代議制度が構築されるのであり、そして「民会の地位は、君主と国民との間の媒介する機関」（S.80.97頁）になるという。つまりは、「国家と国民との媒介機関」（『第1回講義録』第147節・第148節・第151節、『要綱』第302節にも同じ表現あり）としての本来の「議会」が確立される。

このように、「民会」における特権批判から、新たな選挙法の確定による議会制度の構築を通じた「理性的な君主制度」（後の「立憲君主制」）が確立されるとヘーゲルはいう。このことは、「民会」＝「議会」の近代的なものへの構造転換が新たな国制への移行（つまりヘーゲルの考える理想的な「立憲君主制」）の基礎にあることの表現に他ならないといえるであろう。

続いて、「民会論文」とほぼ同じ時期にハイデルベルク大学で行なわれた『第1回講義録』の、特に第3部「倫理」中の〈2. 市民社会〉の邦訳を通して主要論点を理解し、そして国制としての「立憲君主制」が「市民社会」をいかに基礎にしているかを検討したい。

Ⅱ. 『第1回講義録』〈市民社会〉章の邦訳と主要論点

(1) 〈市民社会〉章 [§ 89—§ 121]⁽⁷⁾の邦訳

[第89節] (全面的依存性の体系としての市民社会)

市民社会における普遍性は、より詳細には次のような具体的な規定をもっている。すなわち、個々人の生計と福祉は他の一切の人々の生計と福祉によって条件づけられ、そしてそのなかへ編み込まれているということである。この共通の体系のなかで個々人はみずからの存立を有し、そ

してみずからの現存在の外的な保証とともに法的な保証をも有するのである。市民社会はこうしてまず外的国家ないしは悟性国家である。なぜなら普遍性はそれ自体として絶対的に目的ではなくて、個々人の現存在と扶養のための手段であるからである。言い換えれば市民社会は強制国家である。というのも諸欲求の確保・保証が主要目的であるからである。

[第90節] (必然性と不平等の領域における精神としての市民社会)

人間がみずからの特殊性と欲求の具体的な全体物として登場し、そしてそこでみずからの特殊性を目的にするこの領域は、特殊な主観性、恣意とその働き、自然と幸福の一切の偶然性がそれらの完全な権利を要求するという差異の必然的な契機である。欲求はたんに動物的生の直接的な自然欲求としてだけ存在するのでもなく、また絶対的に存在し、差異と媒介との領域から自己へと帰ったところの、倫理と学問という知性の欲求としてだけ存在するのでもなくて、かの欲求は普遍性へとみずからを高め、知性は特殊なものを照らしている。精神はしたがってこの領域において一形式的な普遍性と実直さにおいて一必然性と不平等へと自己を巻き込むのである。

[第91節] (個々人の市民社会における陶冶・形成)

この国家の市民は、みずからの諸欲求を通して普遍的なものに結びつけられている私的人格である。市民の本質的な活動は、その活動が端的に特殊な目的を有することによって、恣意と欲求とそしてその欲求充足に普遍性の形式を与え、そしてそのことによってこの活動を妥当させねばならない。この普遍性の形式を与える作用がそもそも陶冶・形成ということなのである。

[第92節] (叙述の進行)

市民社会は次の三つの契機を含んでいる。

1. 全ての人の欲求の体系における欲求とその充足という媒介作用、一国家経済学、
2. 法制度による所有の保護、
3. 個々の個人の福祉と法・権利の現存のための一般的な配慮、一公共政策。

a. 欲求の体系、国家経済学

[第93節] (人間と動物の場合の欲求充足)

動物は欲求についてのある一定の圏域をもっている。人間は依存性というこの領域においてもそれを超え出ていき、そしてみずからの普遍性を証明する。具体的な欲求という個別性における直接的な普遍性は、一般にその欲求の多様化ということである。より詳しくいうと、個々の部分と側面への分解と区別であり、それらはこのようにして様々な、いっそう特殊化され、しかも同時に具体性にいっそう乏しく、より抽象的な欲求になっていくのである。

[第94節] (媒介された欲求充足)

この多様化は媒介されている。なぜなら、欲求の特定の圏域は直接的な欲求、ないしは自然欲求であるからである。媒介とは、他者との一体性を通じた自己意識の自己への関係のことである。この普遍性は

1. ある制限された、有限な内容を有している。なぜなら、個々人は互いに自立的なもの、特殊

なものとして相対しているからである。(したがって個々人が同一であるというのは彼らの実体においてではなくて、それぞれになるほど属してはいるが、しかし総体としてそれぞれから区別された内容においてでしかない。) それゆえ

2. この一体性は表象された一体性でしかなく、私見におけるそれであるにすぎない。(表象はすなわち主観的な知であり、この知の内容は他者の、余所者の形態をもっており、そしてこの表象された一体性は同等性にすぎない。)

[第95節] (模倣と流行)

この媒介はその始まりを一般に次のような偶然性と不等性のうちに有している。すなわち、その偶然性と不等性というのはさまざまな諸個人のもとで形態変化と欲求を考慮して、とりわけ彼らの欲求充足と享受の仕方を考慮して生じるものである。このことを知ることは同等性の意識のうちに他者との不等性という矛盾を含んでおり、そしてそれはある個人の他の個人との同等性を産み出し、そして自己を表象する衝動を根拠づける。つまり、そこでは同じ、知られていない享受を手に入れる刺激があるところの、あるいは、そこでは総じて他の個人が持っているものをまた持ちたいという刺激があるところの、模倣の衝動を根拠づけるのである。享受の繰返しは衝動を何か主観的・普遍的なものにし、習慣と欲求にする。同様にその場合には、この同等性を他の個人のための現存在へと生じさせ、そして他の個人によって衝動と同等なものとなされ、承認される意識を自分にあたえることが必要である。

[第96節] (社会的信望)

そこに同時に結びつけられている他の側面は対立した側面である。すなわち、この同等性を揚棄し、みずからに特殊なものとして一つの価値を与える側面であり、自己を目立たせる競争心である。しかしそれは同時に、たとえ個人的好みの仕方にすぎないにしても、普遍妥当な仕方でのものである。

[第97節] (欲求充足の手段)

充足の手段は特殊で外的な事物、自然の有用性である。欲求がすでに存在している限り、様々な欲求充足手段の下で大きな選択がある。逆にいうと、享受と欲求の特殊化はそれらの特殊性からも生じており、同時にまた模倣と特徴づけの衝動が再び手段から出発し欲求の多様化へと導くのである。

[第98節] (社会的生産物への関与：奢侈と窮乏)

この多様化はどんな限界ももってはいず、同時に自然的な欲求であり、表象に依存した想像上の欲求であるものの中にはいかなる限界もない。欲求と享受、ならびに手段のそのような規定されていない多様化と特殊化への社会状態の方向は、すなわち奢侈は、貫徹することのできない無限の抵抗をなす材料と関わり合っている必要、つまり自由な意志の所有のうちにある手段としての自然と関わり合っている必要の無限な多様化を含んでいる。しかしながらこの必要とその充足とはそのような媒介を有することによって、必要は総じて直接的な自然必然性を取り除かれており、表象の領域へと高められ、そして外的な必然性と偶然性に代わる内的な恣意の事柄な

のである。すなわち、それは各人が権利と可能性を有している資産の体系である、言い換えると各人の主観的な技能と教養・形成によって、各人が自分自身をひとかどのものにするによって、彼の資産によるものとして参加しなければならない普遍的な永続的な資産の体系なのである。

〔第99節〕（諸々の活動の多様化）

直接的には必要の多様化は無限に多様な、しかも真剣な活動の、同じく多様な刺激である。この活動は一部には理論的なものにおける諸表象の迅速さであり、もつれたしかも普遍的な関係の把握であり、知性および言葉の陶冶・形成であり、一部にはしかし、仕事についての欲求であって、しかもそれは他人の欲求に適合し、しかも陶冶された普遍的な形式をもたねばならない労働として自己に含んでいる。

〔第100節〕（生産手段の生産）

ある人の手段の点での過剰という偶然性は、他人がそれを過剰に有する手段との交換を自分のために引き起こす。しかし欲求の多様化は、欲求充足のための特殊な手段の準備調製を要求する。そして、ここには次のようなことによって理性性が現れている。すなわち、自然物の利用はたんにその物の直接的な獲得と享受なのではなく、一部にはすでに労働によって前もって準備されており、また一部には個人がそれによって自己の活動を特殊化し、そして同時に消耗という機械的な関係に対して、自己を保護するところの道具によって媒介される。

〔第101節〕（分業と産業化）

特殊な手段の準備調製はさらに、個人がそれらの一つに自己を限定しなければならない特殊な技能と習慣を要求する。それとともに労働の分割が生じ、労働はこの分業によって具体性を失い、抽象的で単純で、いっそう簡単なものになる。したがって同時に非常に多量の生産物が産み出されうる。もし労働がみずからの究極の抽象に到達した場合には、労働はみずからの単純さによって機械的となり、そして人間は機械と取り換えられうる。そこでは人間は彼の代わりに自然的運動の原理をはたらかせているのであり、その原理を一定に、人間の目的のために統制している。

〔第102節〕（社会的不平等と社会の階層区分）

外的自然の偶然性から出て恣意の形式へと変化した偶然性は、自然的身体的かつ精神的素質・能力の不平等によって、また総じて資産の無規定な不平等がそれに根拠づけられている諸事情の無限に多様な紛糾によって無限に増大した広がりを受け取る。本質的な不平等はしかしながら、欲求と手段のこの体系に依存しているのであるが、諸階層の区別をなす。すなわち、欲求の普遍的な体系に含まれた諸階層の特殊な体系、欲求充足の手段と労働の仕方の区別をなすのである。

〔第103節〕（農業階層）

これら諸階層は概念にしたがって、実体的階層、形式的階層そして普遍的階層として規定される。

1. 直接的な階層はみずからの欲求を農場（Gut）としての資産から充足させる。これが農業階層である。農業は、さ迷い、さ迷うことのうちにみずからの生活の糧を求める野生人の生活を、土地を基礎にした安らぎへと条件づけ、また外的な変化の偶然性を本来の自然の合法

則的運行へと条件づけ、同時に手段の調達を、まさにそうすることによって目下のことを永続化させる配慮と、所有を承認によって獲得する欲求とを呼び起こすところの、特定の個別の時期へと条件づける。労働がもたらす形式は、一面では自然の生き生きとした生産を規定し、他面ではそれだけで価値をもっているのではなく、たんに手段にすぎないものである。そして、集約された自然の産物は広く媒介されていない生計という主要目的をもっている。

[第104節] (商工業階層)

2. 反省の階層である商工業にあっては、形式と抽象的な、つまり充足のために直接には役立つことのない利益が主要な契機である。商工業者は原材料を加工し、そして彼が原材料に与える形式は、事柄がそれによって価値を獲得するそのものである。彼はしたがってみずからの反省のもとで、自己の労働ばかりか道具の交換を欲求することを考慮して、徹底して他人との媒介をあてにしている。工場主といういっそう抽象的な階級は、死んだ素材とばかりか機械的な形式とも関わり合っている。そして技能が完全になればなるほど、つまり限定されればされるほど、ますます彼らの生産物の価値は他人の技能のいっそうの完全化という偶然性と他の外的な諸事情とに依存する。商品の抽象的な価値である貨幣は、普遍的な交換のために欲求となり、そして貨幣の流通により特定されない仕方資産を増大させる。商業階層は、その仕事が用意された手段相互の交換としての普遍的な媒介なのであるが、富を蓄積する。富はいかなる質的な限界もみずからのうちにもたない。富の追求はしたがって無規定なものへと進行し、そしてそれはそれで再び欲求と手段の増大を引き起こすのである。

[第105節] (普遍的階層)

3. 普遍的階層は総じて、社会情勢自身の普遍的なものをみずからの労働の目的をもっている。まさにそれゆえに普遍的なもの自身は、欲求を考慮してこの階層に配慮しなければならない。そしてこの階層は総じて必要とその必要のための直接の労働を超越していなければならない。

[第106節] (自由な職業選択の原則)

事柄の概念のうちにある諸階層のこの区別は、たんにそのような概念規定によって定立された区別でもまたあるに違いない。したがって、どの階層に個人がまずもって属するかということが依存する生まれと自然のあらゆる偶然性のもとでは、個人は自己自身これらの階層のいずれに属したいかということは、彼自身の活動に委ねられざるをえない。こうして主観的偶然性、恣意そして自己自身を規定する意識に自然的偶然性よりもいっそう高い名誉と力が認められるだろう。

[第107節] (実直さと階層上の誇り)

階層において総じて人間の特殊性はみずからの権利を獲得する。この体系における倫理的な心指しは、実直さと階層上の誇りである。それらは彼の活動、勤勉、技能そして正当さによって、市民社会のそのような必然的な諸契機の一つの契機という分枝にされるべきであり、そして普遍的なものとのこの媒介によってひとかどの人間と承認されており、また彼の表象と他人の表象のうちに承認されているのである。道徳はさらに彼の行為にたいする独自の反省というこの領域に属しており、そこでは個人の必要という偶然性もまた偶然的でしかも個別的な援助を義務と

している。

[第108節] (第二節への移行)

個人がそれによってみずからの直接的な主観性を取り除く形成・陶冶の普遍性において、そして労働と手段の普遍的交換という媒介から個人は自由な恣意として、しかし自己において普遍的である意志の主観性として、自己自身のために生成し、そして出現する。形式的な権利が表象される。そうして本質的にこの権利は欲求の目的に編み込まれており、そしてそこでみずからの本質的な内容をもつ。同時にこの権利はその実体としてみずから自由な現存在を獲得しなければならない。それは司法活動である。

b. 司法活動

[第109節] (市民社会における法・権利の展開)

現実の法関係に対して、並びに司法活動に対して、諸々の法律は絶対的に妥当するものとして前提されており、しかもそれ自体として本質的に考察されねばならない。立法自身はこれとは別の領域に属している。同時に立法は法廷の実践であり、そして現われてくる、無規定に様々な事例から生じた区別である。この区別からいっそう詳細な規定の欲求および法律の同じように要求される単純性に対する法理解の無規定な進行が展開される。

[第110節] (法関係の確定)

法・権利は裁判にかけられることによって、法・権利は認識されるべきであるという本質的な関係に入ることになる。このことから法律上効力のあるはずである諸行為がそれだけですでにこの形式によって企てられ、そして準備されるという要請が生じる。契約およびその他の物的であるはずの諸行為に関する法的な効力は、この区別からみてたんに契約や行為自身に基づいているだけでなく、同様に本質的に法律に適ったそれらの形式性に基づいている。他の行為においては認識可能性の一部には外的な諸事情、顧慮、評価やそれらの組合わせにあり、一部には最高の客観性が主観的な保証として、それに誓いをたてることが企図される他人の証言のうちにある。

[第111節] (市民社会における法・権利の貫徹)

犯罪は行為としての犯罪の認識の他に、なお否定的側面およびその否定性の現存在の出現を含んでいる。市民社会によって総じて法・権利の概念は絶対的に存在しているものの形式を獲得するのであって、それは欲求と利害関心の特殊性に対自的に対立しており、しかも法律として自己の内に反省された究極の根拠なのである。この普遍的なものにおいて、犯罪の直接的な揚棄が報復として自己の内にもつところの主観的なものが消え去る。すなわち、犯罪において法・権利そのものが侵害されているのであるから、当事者は法的に侵害されたものとして退き、そして今や現存在を対自的に有する普遍的な法・権利が犯罪の訴迫と懲罰を引受ける。

[第112節] (復讐の刑罰への転化)

普遍的なものによる法・権利の行使は、偶然的なもの、および外的な力として犯罪者に対抗することを止める。法・権利は同時に犯罪者自身のものである。法・権利は犯罪者を保護し、そし

て彼独自の力と本質として彼のなかで自己を遂行する。この行使はしたがって、(心指しからみて)主観的にも客観的にも正義・公正の宥和である。そして復讐は刑罰へと転化する。

[第113節] (市民社会における刑罰権)

対自的に存在している普遍性の形式のうち現存する法・権利において、刑罰はその内容からみても普遍的な意味を獲得する。犯罪の揚棄としての侵害はなるほど犯罪にとっては必然的なものである。しかしこれは普遍的な権利・法の前では現存在の個別性においてではなくて、犯罪の本質にしたがって現存する。犯罪の償いの仕方—その質的な性質が無限に異なっているところの生命に関わることは別として—は、したがっていっそう自由に任されている。さらに市民社会において個人の現存在は承認されているのであるから、そこでは恥が刑罰の契機として、ないしは刑罰そのものとして現われる。もし恥が単なる屈辱ではなくて、不名誉なことであるなら、その刑罰は犯罪者がそれによって自己の立場・地位を失なうことになる不滅のものである。

[第114節] (市民社会における刑量)

不法の行為によって侵害される普遍的なものは法・権利の概念であるばかりではなくて、市民社会として現存している。市民社会は個人の生命と所有の保護をその基礎にしており、そしてその点にみずからの存立がある。したがって個人の侵害のなかに市民社会独自の、普遍的な侵害をも処罰し、そしてこれによって刑罰諸規定を修正する。

[第115節] (法政策的諸要求：公平の司法活動)

法・権利がいかにある場合に絶対的であるのか、そして法・権利がいかに現存在を法的に規定された基準にしたがってもつのかということ、つまり法・権利の認識可能性と法廷での証明とは、互いに外的な、その限りで偶然的な側面を有している。なぜなら、第二のもの、つまり現存在そのものは外的側面であり、しかし法・権利は絶対的に生起すべきであるからである。さらに、法律が形成・陶冶されればされるほど、法律は具体的な事例に対して多面的となり、審査と適用はしたがってますます裁判官の主観性に依存するのであるから、それゆえ単に形式性の司法活動だけでなく公平の司法活動もまた存在しなければならない。すなわちその限りで事柄の公平な評価、当事者の状態と福祉の喪失の場合にそれが吟味されるだけでなく、主体的で十分な認識可能性にもとづく形式を考慮して判決が下される。いっそう形式ばった訴訟の広がりに対して単純な訴訟の要請が社会諸階層の区別—それら諸階層の単純で実体的な思考方法、あるいは諸階層のいっそう陶冶された、いっそう形式ばった、そしていっそう粘り強い反省からみても—を考慮に入れても重要になる。

[第116節] (法政策的諸要求：陪審裁判所)

法律の多面化は、個人に対して法律の完全な知識をして、その個人が完全に専念しなければならない特殊な職業たらしめる。そしてその多面化はその点でみずからの権利を有し獲得する大衆にとってはますます疎遠になっていく。法・権利はしたがって独自の見解というよりも、むしろそれによって当事者たちがみずからの権利の主観的確信をもつ信頼である。この確信を当事者たちが一部には対等の庶民からなる陪審裁判所によって受け取り、一部には法廷の公開によって受

け取る。これらは同時に不偏不等・中立の司法活動の二つの最大の保証である。形式的な裁判所構成に関するさらなる要請は法廷の合議の形式、多数審に関しており、特に裁判官の機能および職務の占有等をも考慮に入れた彼らの独立性に関わっている。

c. 公共政策

〔第117節〕（公共政策の課題：保証と配慮）

欲求の体系にはすべての人の欲求のための普遍的資産がある。司法活動においてはその抽象的権利が主張される。しかし欲求の体系においては個人の福祉はもっぱら彼自身のための自己目的なのである。そしてまた彼の目的は、欲求とその（充足）手段との普遍的連関にたとえ彼の存立が依存していようとも、この普遍的連関なのではない。この普遍的なものはしたがって、それだけでそのようなものとして活動しなければならず、そして欲求の体系における直接性や偶然性、並びに司法活動の遂行を顧慮して生じる外的偶然性を取り除き、揚棄しなければならない。

〔第118節〕（安全に生存する権利）

最初の偶然性は、普遍的資産への個人の関与をみずからに含む偶然性であって、この関与は前提された諸条件、健康、技能、資本などに依存し、そしてまた大きな、遠く離れた結合に依存している。市民社会に生まれたのであるから、個人は市民社会自体に依存して自己の権利の実現のために生きていかなければならず、そしてその非有機的自然および外的条件としての市民社会に頼らざるをえない。普遍的なものはしたがって貧困者のために配慮しなければならず、同様にそれは彼の状態および被った不法の感情から生じうる失業や悪意の心指しとして彼の欠如するものを考慮して配慮しなければならない。

〔第119節〕（危険の予防・回避）

犯罪に関わる法・権利についての偶然性は、一部には犯人の発見に関係し、そして犯人が法廷の前に引き出されるということに関係する。しかし一部には特に刑事裁判権自体が、それが偶然的行為である犯罪の行為に依存している限り、偶然的で条件づけられているということに関係する。公共政策は犯行の防止に配慮しなければならない。もちろんそれは必然的なものに対する、および市民のその他の行為と運動が妨げられないことに対する無規定な制限をともなっており、とりわけいたる所で監督されないように見えるものへの制限をともなっている。同様に、それ自体法的な諸行為と所有の私的使用もまた他の人々に対する、そして他の人々の固有の、あるいは共通の所有の彼らの使用に対するより一般的な関係をみずからの内に含んでいる。公共政策はその限り、そこから他の損害や不法が生じうるであろうこの普遍的な関係を監督し、そして規制しなければならない。

〔第120節〕（経済政策）

あらゆる市民的商工業の繁栄のために、迅速で明確な司法活動と市民的、政治的自由は総じて絶対的な要請手段である。しかし、個人の欲求充足が他人によって作られた手段の準備に依存しているということのうちに、この手段は一部では普遍的な使用のために規定された何かとして顧

慮が求められる。しかし一部では、様々な経営方法や生産相互の対立した利害関心、ならびに産業の大きな部門やそれに結びついた個人が他の部門の、外国の競争にも依存していることが普遍的な配慮と指導とを要求する。これら配慮には同時に、公共の手段と施設が属しており、これら手段と施設はすべての人の使用のために誂えられるのである。最後に、進歩している産業をもつ国民のもとで必要となる植民もまたこの配慮に属する。

〔第121節〕（職業団体における市民社会の区分）

最後に次のことが本質的である、

1. 各個人は特定の階層に割り当てられており、そしてその階層に入り込むためには、特定の技能ないしは特定の所有が必要とされる場合には、彼はそれについて証明する、
2. 諸階層は一般にその様々な特殊な諸部門と同じく職業団体において把握される、なぜなら、諸部門は同じ規定、同じ業務と利害関心をもち、したがって即自的に同等のものは共同のものおよび普遍的なものの形態において、共同の利害関心の配慮のためにも階層名誉および個人の福祉のために現存するからである。各人はみずからの特殊性の観点からして普遍的なものに基づいていることによって、全体的なものの本質的な確定のために現存する。

（2） 主要論点

どのような論点から、〈市民社会〉章におけるこれまでのヘーゲルの講述を整理しておくべきか。それは、いうまでもなく本稿の冒頭で紹介した叙述の視点である。すなわち、「市民社会にまで自己を展開した国民」の特性、言い換えると「自由な自我がみずからの現存在において、つまりみずからの欲求、自由意志、および良心においてみずからの無限性の意識にまで」（『第1回講義録』、S.160f.）至った人間の特性はいかなるものかを解明する視点に他ならない。したがって私は次の二点に焦点をあてヘーゲルの主張をまとめておきたい。

第1は、「市民社会」の目的・使命についての確認である。このことについては、第114節と第118節での説明が重要である。まず第114節ではこう述べられる—「市民社会は個々人の生命と所有の保護をみずからの基礎にもっており、そしてその点にみずからの存立がある」（S.131）。みられるように、市民社会の目的は個々人の「生命と所有の保護」にあることが明確に述べられている。次に第118節で主張される—「市民社会に生まれたのであるから、個人は市民社会自体に依存して彼の権利の実現のために生きていかねばならない」（S.137）。この主張は少し抽象的であり、補足が必要である。すなわち、「市民社会」に依存しながら個人はみずからの「権利の実現」のために生きるとはどのようなことを意味しているのかについての補足説明である。この点についてヘーゲルは、同じ第118節の「注解」において説明している。この箇所は本稿のⅡ.(1)において邦訳していないので、訳出しておきたい—「各人は生きる権利をもっている。そしてその権利は保護されるだけのものではない。各人はこの否定的権利だけでなく、肯定的権利をもっている。自由の実現は市民社会の目的である。人間が生きる権利をもつということのなかに、人間が肯定的な、実現された権利をもつということがある。自由の実現は本質的に存在すべきで

ある。個人の生命と生計はそれゆえ普遍的な事柄である」(S.137)。

個人の「権利の実現」とはしたがって、保護するかたちではなく、各人の「生きる権利」を肯定的積極的に「自由の実現」へと活かしていくところに「市民社会の目的」があるとヘーゲルは述べる。それゆえ、市民社会の目的とされる個人の「生命と所有の保護」(第114節)、「生命と生計」(第118節「注解」)の確保、この両者は個人が生きていくなかで「自由」を実現していくというきわめて重要な視点でヘーゲルにより確認されていることが理解できるであろう。したがって市民社会における犯罪(者)への対応に集約される「司法活動」(S.126—S.136)も、貧困者への対処をはじめ多くの「公共政策」(S.136—S.143)も、先の同じく個人の「自由の実現」という視点から理解されるべきなのである。

第2は、市民社会における「市民」の特性についての確認である。市民とは、市民社会の目的の中核に位置する「自由の実現」主体に他ならない「個人」のことであることは明白である。こうした個人=市民としての人間をヘーゲルはこう説明していた—「人間がみずからの特殊性と欲求の具体的な全体物として登場する」(S.109)、「市民は、みずからの諸欲求を通して普遍的なものに結びつけられている私的人格である」(S.110)、「市民の本質的な活動は、その活動が端的に特殊な目的を有することによって、恣意と欲求とそしてその欲求充足に普遍性の形式を与える」(S.110)。以上から明らかなように、市民社会の市民=人間とは、みずからの特殊な欲求追求をどこまでも目的とする「私的人格」なのである。こうした私的人格を「みずからの欲求、自由意志、および良心においてみずからの無限性の意識にまで」至った「自由な自我」(S.160f.)とヘーゲルは表現したのである。要するに、どこまでもみずからの「自由意志」を重視し、この自由意志のもとでみずからの特殊な欲求追求に向かうところに、本来の「市民社会にまで自己を展開した国民」(S.160)が成立しているとされたのである。

ここで一つだけ留意しておきたいことがある。それは、みずからの特殊性ばかりを追求している個人=市民だけで健全な「市民社会」が成り立つかという問題である。この点については、先の「諸欲求を通して普遍的なものに結びつけられている」、「恣意と欲求とそしてその欲求充足に普遍性の形式を与える」(第91節)との説明中の「普遍的なもの」、「普遍性の形式」ということが重要である。この場合の「普遍」は、個々人の欲求追求が普遍的といえるほど全ての人との結びつきで実現するという意味合いとともに、利己的利益追求者の各市民は同時に市民社会全体(「普遍」)の利益のことを考えられるよう「教養」を積み、「自己形成・陶冶」を図らなければならないことがヘーゲルにより絶えず強調されているのである(「各人が自分自身をひとかどのものにする」S.115。「教養ある普遍的形式」S.116。「直接的な主観性を取り除く形成・陶冶の普遍性」S.125)。

以上のような人間=個人=市民で構成される「市民社会」をベースにしてはじめて、国制としての「立憲君主制」に意味があるとされる。この市民社会と立憲君主制の連関のあり方の詳細について次にみていきたい。

Ⅲ. 『第1回講義録』と『要綱』とにおける「立憲的国制」理解の相違

市民社会と立憲君主制の連関のあり方を問うことは、実は民主制 (Demokratie) と立憲君主制との関係の仕方を明らかにすることになる。というのも、本稿の冒頭で述べた「市民社会にまで…自己を展開した国民においては、立憲君主制だけが可能である」(S.160f.)といわれる場合の「国民」の特性として、「自由な自我」が「みずからの無限性の意識」(S.160)にまで至っていることとされ、こうした「自由な自我の無限性の意識」が『第1回講義録』における〈市民社会〉章に続く〈国家〉章において、民主制の原理になると強調されているからである。では、ヘーゲルは民主制を具体的にどう理解しているであろうか。

ヘーゲルはまず、民主制の原理とは何かを問い、それは「各人がすべて、みずからの自由を顧慮するところのもの」とし、これは「意志の自由の始まり」だと答える。そしてこの原理が機能している「民主制において、直接的にあらゆる権力が崩壊しており、国民は最高の立法者、最高の裁判官である」(S.159)という。こうした状態の国民における意識は「自由な自我の無限性の意識」(S.161)に依存している。そして国民のこのあり方は「最高の形式」となり、これを具現しているとみなす民主制をヘーゲルはきわめて高く評価する。

しかしながら、ヘーゲルは民主制には同時に次のような欠点が必然的に内在しているという——「民主制は、組織づけられた国家においては存立しえない」(S.158)。その理由は民主制が有する先の利点があるまま欠点になる、すなわち国民は「自由な自我の無限性の意識」に依存し、どこまでも「個人の対自存在」(S.161)そのものだからである。言い換えると、各人がすべてみずからの自由しか考えていないからなのである。

そして、こうした事態が歴史上典型的に現われたのがギリシャ・アテネにおいてだという。ここでは諸芸術・学問、つまり「最高の教養のしるし」が大きく花開いた。だが芸術家や学者たちは、「自由な自我」の「対自存在」として芸術・学問のためにのみ生き、「政治的利害に無関心」(S.161)であった。それ結果、アテネの没落、「国家の崩壊」をまねいた。このようにヘーゲルはその原理を高く評価しつつも、民主制を過去の歴史的遺物として批判する。

しかし、ヘーゲルは新たに主張する「市民社会」において、民主制の原理の、つまり「自由な自我」の再生・復活を確認する。この再生・復活のシステムが「立憲君主制」に他ならない。その主張を再度確認しておく——「市民社会にまで——総じて、自由な自我がみずからの現存在において、つまりみずからの欲求、自由意志および良心においてみずからの無限性の意識にまで——自己を展開した国民においては、立憲君主制だけが可能である」(S.160f.)。この主張から分かるように、「自由な自我の無限性の意識」にまで達したものの、つまりみずからの欲求充足をもっぱら追求する「市民社会」の構成員が「組織づけられた国家」、すなわち立憲君主制(国家)の成員へと位置づけられていく。

そうして、「組織づけられ」るメカニズム——「自由な自我」の特性を損なわず、同時に国家機構を構成し、そこで十分にみずからの働きを発揮する——、つまりは立憲君主制における国民の

自由な意志の展開、主体性の発揮は、特に立法権の中の「議会的要素」の重視のうちに明確に表現されているのである。それは例えば、国民の直接的な意志反映としての議会、市民たちによって選ばれた代議士たちにより構成される代議院（二院制）、議会の公開の必然性、それに密接に関連した言論・出版の自由などの重要性の強調（vgl. S. 173—S. 186）という一連の主張である。

こうして、『第1回講義録』においては、「各人がすべて、みずからの自由を顧慮するところのもの」、「自由な自我の無限性の意識」という民主制の原理あるいは民主主義的要素が、立憲君主制へと引き継がれて発展させられている。では、「第1回講義」を終了して2年9ヶ月後に刊行された『要綱』においては、先の民主制の原理と立憲君主制の関係はどのように理解されているだろうか。『第1回講義録』の場合と比較しながら、次に確認したい。

最初に気づくことは、『要綱』においては君主権の権限の強大さが際立っているということである。「最終意志決定としての主体性の権力」と端的に定義される君主権は、「憲法および法律」に関わる立法権、「審議」に関わる統治権をも包括するところに「最終意志決定」としてのその意義がある（vgl. S. 441.527頁参照）。これに対して、『第1回講義録』では、君主の決定にさいし大臣の「副署権」（君主の決定のさいには当該大臣の署名を必要とすること）（S. 165）の必要性が主張される。大臣に副署権があると、君主に最終的な決定と判断をする権限があるとされる点が形式的なものになる。したがって、『第1回講義録』では大臣に副署権を与えることによって、実質的な最終決定権を統治権、特に立法権に付与した。これに対して、『要綱』においては大臣の副署権が消失してしまっているのであるから、君主権が文字どおり最終意志決定権を有していることになる。『要綱』におけるこうした君主権の権限の際立ちは、それと逆比例して、『第1回講義録』において強調される立法権の主要契機・要素に他ならない「議会」の意義を小さくさせる。実際、議会は『要綱』では、「最終意志決定」権力としての君主権に絡め取られて、その独自性をきわめて希薄にさせていた。

それは例えば次のような諸点を確認することができる。（1）公務員の権力乱用等に対する議会の監視権限の弱さという点である。統治権の執行者としての公務員の任命権は、『第1回講義録』・『要綱』とも君主権に与えられていた。しかし、公務員の権力濫用等に関するチェック・監視権限が『第1回講義録』では議会に与えられていたのに対して、『要綱』では「諸官庁および公務員の位階制と責任制」（S. 463.551頁）に主に求められ、議会の権限が弱められている。

（2）議会の議員を選挙する意義づけに対する評価の低さという点である。「選挙」について『要綱』ではこう述べられている——「選挙するということはそもそもなにか余計なことであるか、それとも私見と恣意との取るに足りない遊びに帰着する」（S. 480.570頁）。（3）言論・出版の自由に対する過小評価という点である。議会（における討論）の「公開」の重要性については『第1回講義録』・『要綱』とも「最大の陶冶手段の一つ」（S. 482.572頁）と確認する。しかし、本来「議会と議会の〔討論の〕公開の存立と直接連関」しつつ国家諸要件に関する「言論・出版の自由」としてその有する重要性が強調されねばならない（『第1回講義録』）にもかかわらず、その自由が「自分の欲することを語りかつ書く自由」と一般化されたうえで、それは「無限に多種

多様なかたちでのべられる私見の、きわめて束の間の、きわめて特殊的な、きわめて偶然的な面」(S.487.576—577頁)を有していると矮小化され特徴づけられる。(4)議会の本質的契機・要素とされる「与野党の対立」(『第1回講義録』)は『要綱』では論じられていない点である。

以上のように、『第1回講義録』では君主権の絶対的決定性、最高性という主張が否定ないし緩和されており、君主権と立法権(の議会)とのバランスある関係や、大臣という統治権との相互依存などが確保されていたのに対して、『要綱』においては君主権に権限が集中し、その結果君主権と立法権(議会)とのバランスある関係が明らかに崩れている。したがって『要綱』における「立憲君主制」は、<立憲>より<君主制>に非常に力点の置かれた立憲君主制であるといえる。

立憲君主制といっても、『第1回講義録』に比して『要綱』における国制でのこのような議会的契機の減少、位置づけの低さ——市民社会を基礎とした民主主義的原理の弱さ——は、明らかにこの契機ないしは原理の展開・形成の主体である国民の「自由と権利」への顧慮の軽視——逆にいえば、市民社会ではなく「国家」自体の存続の強調——を如実に表現していると思われ⁽⁹⁾。

注

(1) 全7回(7学期)の講義の実施年と実施場所は次の通りである。

- ・第1回講義(1817/18年・冬学期、ハイデルベルク大学)
- ・第2回講義(1818/19年・冬学期、ベルリン大学)
- ・第3回講義(1819/20年・冬学期、ベルリン大学)
- ・第4回講義(1821/22年・冬学期、ベルリン大学)
- ・第5回講義(1822/23年・冬学期、ベルリン大学)
- ・第6回講義(1824/25年・冬学期、ベルリン大学)
- ・第7回講義(1831年・冬学期、ベルリン大学)

(2) G.W.F.Hegel, *Die Philosophie des Rechts, Die Mitschriften Wannemann (Heidelberg 1817/18) und Homeyer (Berlin 1818/19)*, hrsg. eingeleitet und erläutert von Karl-Heinz Ilting, Stuttgart 1983, S.160f. (第137節)

なお、以降の引用の当該箇所については、ページを本文中に明記した。訳文については、尼寺義弘訳『G.W.F.ヘーゲル自然法および国家学に関する講義—1817/18 冬学期講義、ハイデルベルク—』(晃洋書房、2002年3月)を参照した。但し、尼寺訳の原文テキストは先のIlting編のものではなく、Schiller-Nationalmuseum/ Deutsches Literaturarchiv (Marbach am Neckar)に所蔵される手稿『ノート』: *Die Mitschriften von Wannemann nach den Vorlesungen Hegels über Naturrecht und Staatswissenschaft*である。したがって、Ilting編のものと、この手稿『ノート』では若干の相違がみられる点を勘案しておかねばならない。

(3) 「民会論文」のテキストとして次のものを使用した。

Hegel, Druckschriften: II. Verhandlungen in der Versammlung der Landstände, *G.W.F.Gesammelte Werke*, hrsg. von Reinisch-Westfälischen Akademie der Wissenschaften, Felix Meiner Verlag Hamburg 1990, Bd. 15.

なお、引用の当該箇所については、ページを本文中に示した。訳文については、金子武蔵訳『ヘーゲル政

治論文集（下）』（岩波文庫）所収の「1815年および1816年におけるヴュルテンベルク王国地方民会の討論。1815—16年の議事録、33節」を参照し、ページを本文中に明記した。

- (4) 1820年に刊行された『法・権利の哲学要綱』のテキストとして次のものを使用した。

Hegel, *Grundlinien der Philosophie des Rechts*, G.W.F.Hegel, Werke in zwanzig Bänden 7, Redaktion Eva Moldenhauer und Karl Markus Michel, Frankfurt a. M. 1970.

なお、引用の当該箇所については、ページを本文中に明記した。訳文については、藤野・赤沢訳『ヘーゲル 法の哲学』（「世界の名著」35、中央公論社）を参照し、ページを本文中で示した。

- (5) 井上幸治編『フランス史（新版）』（「世界各国史 2」山川出版社）「第六章ブルジョワ王政と市民社会」を参照。
- (6) 金子武蔵、前掲書、307頁（「解説」）参照。
- (7) 当該箇所は、先に注(2)で示したテキストのS.108—S.143（第89節—第121節）の邦訳である。
- (8) この点についての詳細は、拙著『自由と権利の哲学—ヘーゲル「法・権利の哲学講義」の展開』（世界思想社、2002年）第Ⅰ章、第Ⅵ章を参照されたい。